

昭和三十二年厚生省令第二十六号

公衆衛生修学資金貸与法施行規則
公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十二年法律第六十五号）第十二条及び第十三条の規定に基き、
公衆衛生修学資金貸与法施行規則を次のように定める。

（貸与の申請手続）

第一条 公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十二年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条に規定する申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した貸与申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（貸与の申請手続）

法律第六十五号。以下「法」という。）第二条に規定する申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した貸与申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（貸与の申請手續）

学校の名称及び所在地並びに入学の年月日
高等学校入学以後の学歴
保証人となるべき者の氏名、性別、生年月日、本籍地、住所及び職業並びに本人との続柄

（貸与の申請手續）

前項の貸与申請書には、大学の進学課程（学

（貸与の申請手續）

校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第二項に規定する大学の進学課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者については、これに相当する課程（以後における学業成績表及び保証人となるべき者の保証書並びに学業及び人物についての所見を記載した大

（貸与の申請手續）

学校の学長又は学部長の推薦書を添えなければならぬ。ただし、同項の貸与申請書に、保証人となるべき者が公衆衛生修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者と連帶して債務を負担する旨を記載し、署名することも可能である。

（貸与の申請手續）

債務を負担する者の選考は、前条の規定により提出した書類の審査並びに身体検査（選考）

（貸与の申請手續）

第三条 修学資金を貸与する者の選考は、前条の規定により提出した書類の審査並びに身体検査（選考）

（貸与の申請手續）

第三条 修学資金を貸与する者の選考は、前条の規定により提出した書類の審査並びに身体検査（選考）

（貸与の申請手續）

第四条 修学資金の交付は、送金の方法によつて行うものとする。

（借用証書）

第五条 公衆衛生修学生は、修学資金の交付を受けたときは、そのつど、借用証書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（返還免除の申請手続）

第六条 法第七条第一項又は法第九条第一項、第二項若しくは第三項の規定による修学資金の返還額

還の債務の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した返還免除申請書に、

第三号に掲げる事項及び第四号、第五号又は第六号に掲げる事項を証するに足りる書面を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（返還未済の修学資金の額）

（免除を受けようとする額）

（在職した保健所又は公衆衛生修学資金貸与法施行令（昭和三十一年政令第七十四号）第三条に掲げる機関（以下「保健所等」とい

う。）の名称及び在職した期間

（法第七条第一項第一号又は法第九条第一項

（若しくは第二項の規定による免除を受けようとする場合にあつては、医師又は歯科医師と

（なつた年月日並びに前号に掲げる期間中にお

ける休職又は停職の有無及びあるときはその

（期間）

（法第七条第一項第二号又は法第九条第三項

（の規定による免除を受けようとする場合にあ

つては、公務により死亡し、又は公務に起因

（する心身の故障のため免職されたものである

（旨及びその年月日）

（法第七条第三項の規定により、引き続き保

（健所等に在職した者とみなされる者があつては、保健所等の職員でなくなつた後、引き続

（りたとき）

（保健所等に在職した者が、保健所等の職員と

（なつたとき）

（保健所等に在職した者が、保健所等の職員となつた日から起算して二年以内に医師又は歯科医師となつたとき）

（二 大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となつたとき）

（三 前号の者が保健所の職員となつた日から起算して二年以内に医師又は歯科医師となつたとき）

（四 保健所等に在職した後、引き続いて臨床研修を行なつたとき）

（五 前号の者が当該臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続いて再び保健所等の職員となつたとき又は保健所等の職員となつた年月日）

（六 保健所等の職員でなくなつたとき（第四号

（に掲げる事項に該当するときを除く。）

（七 修業を開始した年月日及びその期間）

（八 修業の貸与を受けた者は、毎年四月十五日までに、前学年度末における学業成績を証する書面を提出することによつて行うものとする。

（九 学業成績表の提出）

（法第十二条に規定する学業成績表の提出

（は、毎年四月十五日までに、前学年度末における学業成績を証する書面を提出することによつて行うものとする。

（十 第十二条に規定する健康診断は、厚生

（第十七条 法第八条各号に掲げる事由が生じたこと

（により修学資金を返還しなければならない者

（は、その事由が生じた日（法第九条の規定によ

（る返還の債務の免除を申請した者にあつては、

（その申請に対する決定の通知を受けた日）から

（起算して二十日以内に次の各号に掲げる事項

（を記載した返還明細書を厚生労働大臣に提出し

（なければならない）

（一 修学資金の貸与を受けた期間及び法第六条

（第二項の規定により貸与されなかつた修学資

（金に係る期間があるときはその期間）

（二 返還すべき修学資金の額）

（三 月賦又は半年賦の別による返還方法及び返

（還額）

（四 第八条第一項に規定する返還猶予申請書

（五 第八条に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（六 第六条に規定する返還免除申請書

（三 第七条第一項に規定する返還明細書

（四 第七条第二項に規定する返還方法変更承認

（申請書）

（五 第八条に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（六 第六条に規定する返還免除申請書

（申請書）

（七 第七条第一項に規定する返還明細書

（申請書）

（八 第七条第二項に規定する返還方法変更承認

（申請書）

（九 第八条に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（一 第一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（二 第二条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（三 第三条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（四 第四条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（五 第五条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（六 第六条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（七 第七条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（八 第八条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（九 第九条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（一 第十条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（二 第十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（三 第十二条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（四 第十三条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（五 第十四条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（六 第十五条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（七 第十六条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（八 第十七条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（九 第十八条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（一 第十九条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（二 第二十条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（三 第二十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（四 第二十二条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（五 第二十三条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（六 第二十四条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（七 第二十五条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（八 第二十六条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（九 第二十七条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（一 第二十八条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（二 第二十九条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（三 第三十条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（四 第三十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（五 第三十二条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（六 第三十三条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（七 第三十四条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（八 第三十五条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（九 第三十六条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（一 第三十七条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（二 第三十八条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（三 第三十九条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（四 第四十条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（五 第四十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（六 第四十二条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（七 第四十三条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（八 第四十四条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（九 第四十五条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（一 第四十六条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（二 第四十七条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（三 第四十八条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（四 第四十九条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（五 第五十条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（六 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（七 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（八 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（九 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（一 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（二 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（三 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（四 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（五 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（六 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（七 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（八 第五十一条第一項に規定する返還猶予申請書

（申請書）

（九 第五十

(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)

第十三條 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一 申請者又は提出者の氏名

二 申請年月日又は提出年月日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年七月二十四日厚生省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年八月九日厚生省令第四八号) 抄

1 この省令は、平成八年八月二十日から施行する。
 附 則 (平成二二年一月三一日厚生省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一一七号) 抄

(施行期日)
 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日厚生労働省勵省令第一八六号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二十五日厚生労働省勵省令第一五二号)

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)
 1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)
 1 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六一号)

この省令は、公布の日から施行する。